

産業廃棄物処理体制チェックシート

◇◇ 産業廃棄物を正しく処理するために ◇◇



令和6年11月

千葉県環境生活部廃棄物指導課

はじめに

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「産業廃棄物等」という。)の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことともに、製品の製造、加工、販売等に際しては、その製品や容器等が廃棄物になった場合に処理が困難にならないよう、あらかじめ自己評価し、適正な処理の方法についての情報提供を行うことも必要です。このためには、まず処理体制や処理計画等を整備することが必要です。

このチェックシートは、産業廃棄物等を排出する事業者(中間処理業者は除く。以下本書において同じ。)が講ずべき法令で定める処理体制、保管基準及び収集運搬基準について記載していますが、産業廃棄物等を自ら処理している事業者にあつては、別途処理基準の他、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設を設置している場合には、施設の技術上の基準、維持管理基準及び排出基準等が適用されますので、関係所轄機関の指導を受けてください。

なお、産業廃棄物等の処理を他人に委託する場合も、事業者の責任は当該産業廃棄物等の最終処分や再生が完了されるまでなくなりませんので、別掲の「産業廃棄物委託処理チェックシート」と併せて活用してください。

《本書の利用に当たっての留意事項》

- * 「法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。
- * 「令」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の略称です。
- * 「規」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の略称です。
- * 「条例」とは、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の略称です。
- * 「条規」とは、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則」の略称です。

不法投棄や不法焼却等の不適正処理は、人の健康や私達の生活環境に被害を生じさせています。

また、「社会の資源循環の確保」、「天然資源の消費の抑制」、「環境負荷の低減」を進めるためには、皆様の力が必要です。

1. 事業者の責任と処理体制

- ① 廃棄物業務を所管する部署や処理体制は決まっていますか？（法第3条第1項）
- ② 廃棄物の管理規程を作成し、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底を図っていますか？（法第3条第1項）
- ③ 廃棄物の分別、再生利用等を行うことによって、再資源化に努めていますか？（法第3条第2項）

【ポイント】

* 「産業廃棄物」は、事業活動に伴い発生した廃棄物で20種類に分別され、このうち、爆発性、毒性、感染性等があるものを「特別管理産業廃棄物」として区分しています。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物は、「一般廃棄物」です。

（法第2条第1項から第5項、令第1条から第2条の4）

- ④ 廃棄物の排出状況を把握し、原料の選定、製造工程等を見直すなど減量化に努めていますか？（法第3条第2項）
- ⑤ 製造、加工、販売等に際して、製品や容器等が廃棄物になった場合に処理が困難にならないよう、自己評価及び適正な処理の方法について情報の提供を行っていますか？（法第3条第2項）

2. 多量排出事業者の責任

【この章の質問は多量排出事業者に限ります。】

- ① 産業廃棄物等の減量その他の処理に関する計画を策定し、計画書を毎年度6月30日までに知事に提出していますか？
（法第12条第9項、第12条の2第10項）

【ポイント】

* 1 「多量排出事業者」とは、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者です。（令第6条の3、第6条の7）

* 2 計画に定める事項↓項目を○で囲んでチェックしてください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、② 計画期間、③ 事業概要、④ 産業廃棄物等の処理に係る管理体制に関する事項、⑤ 産業廃棄物等の排出の抑制に関する事項、⑥ 産業廃棄物等の分別に関する事項、⑦ 自ら行う産業廃棄物等の再生利用・中間処理・埋立処分等に関する事項、⑧ 産業廃棄物等の処理の委託に関する事項（規第8条の4の5、第8条の17の2）

回答欄

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

- ② 産業廃棄物等の処理計画の実施状況について、報告書を毎年度6月30日までに知事に提出していますか？

(法第12条第10項、第12条の2第11項)

【ポイント】

- *1 前年度提出した廃棄物等の処理計画に基づき、その実施状況を記載し報告します。
- *2 前年度の計画書を出している場合は、前年度の実績が1,000トン(50トン)を下回っていても、報告書の提出は必要になります。
- *3 前年度実績ではじめて1,000トン(50トン)を上回った場合は計画書だけの提出となります。

3. 特別管理産業廃棄物排出事業者の責任

【この章の質問は特別管理産業廃棄物の排出事業者に限ります。】

- ① 資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正処理の確保に関する業務に従事させていますか？ (法第12条の2第8項)

【ポイント】

- *1 「特別管理産業廃棄物排出事業者」とは、令第2条の4で規定する特別管理産業廃棄物を排出する事業者です。
- *2 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は規第8条の17に規定しています。
- *3 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、次のとおりです。

↓項目を○で囲んでチェックしてください。

- ① 特別管理産業廃棄物の種類、発生量、処理量等排出状況の把握
- ② 減量その他適正な処理に関する目標の設定等処理計画の立案
- ③ 保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、産業廃棄物管理表の交付・管理・保管等適正な処理の確保

はい・いいえ

はい・いいえ

4. 産業廃棄物処理施設設置事業者の責任

【この章の質問は産業廃棄物処理施設設置事業者に限ります。】

- ① 維持管理に関する技術上の業務を担当させるために、資格を有する技術管理者を設置していますか？（法第21条第1項）

【ポイント】

- *1 「産業廃棄物処理施設」とは、法第15条第1項で規定し、令第7条で施設の種類及び処理能力を定めている、焼却施設・破碎施設・脱水施設等です。
- *2 技術管理者の資格は、規第17条に規定しています。

- ② 技術管理者は、産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督していますか？（法第21条第2項）

【ポイント】

- * 技術管理者は、管理する産業廃棄物処理施設に関して、維持管理基準(法第15条の2の3第1項)に違反しないよう従事者を監督する責任があります。

- ③ 産業廃棄物処理責任者を設置していますか？（法第12条第8項）

【ポイント】

- *1 事業者が自ら産業廃棄物処理責任者になることができます。
- *2 廃棄物処理責任者は、当該事業場の産業廃棄物処理を適正に行うための業務を行います。

- ④ 維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する事項についての情報を、インターネットその他の方法により公表していますか？（法15条の2の3第2項）

【ポイント】

- *1 公表すべき情報の内容については、規第12条の7の2において、施設の種類ごとに定めています。
- *2 公表期間は、下記の日を始点とし、3年が経過するまでの間とされています。（規第12条の7の3）
 - ① 処分した産業廃棄物等の種類・量を、月ごとに集計したときは翌月の末日
 - ② 測定・試験・検査結果を得た日、除去・点検を行った日、措置を講じた日、付着・混入が認められた日の属する月の翌月の末日

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

- ⑤ 産業廃棄物処理施設（ポイントの*1に掲げる施設に限る。）に関する維持管理事項を記録し、当該記録を3年間備え付けて、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させていますか？
(法第15条の2の4、準用法8条の4)

【ポイント】

- *1 記録、当該記録の備付け及び閲覧の必要な産業廃棄物処理施設は、令第7条の2で規定する焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場等です。
- *2 「記録の備付け」は施設ごとですが、それが困難な場合には、最寄りの事務所に備え置くことができます。
- *3 「記録の閲覧」及び「記録する事項」は、規第12条の7の4及び規第12条の7の5で基準が規定されています。
- *4 その他の産業廃棄物処理施設も、維持管理基準により、点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存することとされています。(規第12条の6第9号)

- ⑥ 特定産業廃棄物最終処分場を設置している場合は、独立行政法人環境再生機構に「維持管理積立金」を積立てていますか？
(法第15条の2の4、準用法8条の5)

【ポイント】

- * 「特定産業廃棄物最終処分場」とは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であって、次に掲げるもの以外のものです。
(規第12条の7の6)
 - ① 国又は地方公共団体が設置する産業廃棄物の最終処分場
 - ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業において設置される産業廃棄物の最終処分場であって、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

はい・いいえ

はい・いいえ

5. 小規模産業廃棄物処理施設設置事業者の責任

【この章の質問は小規模産業廃棄物処理施設設置事業者に限ります。】

- ① 小規模産業廃棄物処理施設に関する維持管理事項を記録し、当該記録を3年間備え付けて、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させていますか？（条例第18条第1項）

【ポイント】

- *1 「小規模産業廃棄物処理施設」とは、焼却施設、保管施設等条例第12条第1項で施設の種別及び規模を規定しています。
- *2 「記録の備付け」は施設ごとですが、それが困難な場合には、最寄りの事務所に備え置くことができます。
- *3 「記録の閲覧」及び「記録する事項」は、条規第27条及び条規第28条で基準が規定されています。

- ② 小規模産業廃棄物処理施設のある事業所の公衆の見やすい場所に、許可施設の種別、処理する産業廃棄物の種別、処理能力等必要事項を記載した標識を掲示していますか？（条例第18条第2項）

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックしてください。

- *1 標識は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければなりません。（条規第29条）
- *2 標識に記載が必要な事項は次のとおりです。（条規第30条）
 - 1 許可施設設置者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 連絡先の電話番号
 - 3 許可施設の設置場所
 - 4 許可の年月日及び許可番号
 - 5 許可施設の管理者氏名
 - 6 条例12条第1項第3号に規定する積替え保管場においては、その積替え又は保管の用に供する面積
 - 7 産業廃棄物の種別及び数量、高さの上限

はい・いいえ

はい・いいえ

- ③ 帳簿を備え、産業廃棄物の処理について記録し、当該記録を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間保管していますか？（条例第23条）

はい・いいえ

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックしてください。

* 帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに次の事項を記載する。（条規第34条）

1 自己運搬の場合

- ① 運搬年月日
- ② 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ③ 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量

【ポイント】

2 運搬委託の場合

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- ③ 運搬先ごとの委託量

3 自己処分の場合

- ① 処分年月日
- ② 処分方法ごとの処分量
- ③ 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

4 処分委託の場合

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- ③ 受託者ごとの委託の内容及び委託量

6. 事故の報告

- ① 特定処理施設で事故が発生した場合に、速やかに事故の状況及び措置の概要を知事に届けていますか？（法第 21 条の 2）

【ポイント】

* 特定処理施設とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
（令第 24 条、規第 18 条）

- 1 産業廃棄物処理施設（法第 15 条第 1 項）
- 2 法第 15 条第 1 項の対象ではないが、次に該当する産業廃棄物等の処理施設
 - ① 焼却設備が設けられた処理施設であって、焼却設備の 1 時間当たりの処理能力が 50 キログラム以上のもの、又は焼却設備の火床面積が 0.5 平方メートル以上のもの
 - ② 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形化燃料設備又はメタン回収設備が設けられている産業廃棄物の処理施設であって、1 日当たりの処理能力が 1 トン以上のもの
 - ③ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1 日当たりの処理能力が 1 立方メートル以上のもの

はい・いいえ

7. 保管基準の遵守

- ① 産業廃棄物等が運搬されるまでの間、「産業廃棄物保管基準」又は「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い、生活環境保全上支障ないよう保管していますか？（法第 12 条第 2 項、法第 12 条の 2 第 2 項）

【ポイント】

* 1 「産業廃棄物保管基準」は、規第 8 条で規定しています。

* 2 「特別管理産業廃棄物保管基準」は、規第 8 条の 13 で規定しています。

はい・いいえ

8. 収集運搬基準等の遵守

【この章の質問は自ら運搬する事業者に限ります。】

- ① 「産業廃棄物処理基準」又は「特別管理産業廃棄物処理基準」を遵守していますか？（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

【ポイント】↓項目を○で囲んでチェックしてください。

- *1 「産業廃棄物処理基準(収集運搬)」は、令第6条第1項第1号、規第7条の2から第7条の4までで規定しています。
- *2 「特別管理産業廃棄物処理基準(収集運搬)」は、令第6条の5第1項第1号、規第8条の5の2から第8条の10の3までで規定しています。

- ② 事業場の管理者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下③及び④において同じ。）の種類、運搬先及び運搬車両ごとに「廃棄物処理票」を作成し、産業廃棄物の処理過程を明確にしていますか？（条例第8条、第9条、条規第2条から第10条）

【ポイント】↓番号を○で囲んでチェックして確認してください。

- * 「廃棄物処理票」の作成を必要とする事業者は、次のいずれの要件も満たす場合です。（条規第2条）
 - 1 自らの事業場(所在地は県外含む。)において排出した産業廃棄物等の運搬、処分であること。
 - 2 運搬先が県内(政令市の区域を除く。)の処理施設、積替え又は保管場所であること。

- ③ 事業者は、事業場ごとに「廃棄物処理票」を産業廃棄物の処理を終了した日から3年間保存していますか？（条例第9条）

【ポイント】

- * 事業場ごとの保管ですが、当該事業場において困難である場合には、最寄りの事務所に備え置くことができます。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

- ④ 排出事業場、積替え又は保管場所、中間処理施設又は最終処分場への搬入搬出時間は午後 10 時から翌日の午前 6 時まででは中止していますか？（条例第 10 条、条規第 11 条）

【ポイント】

* 次に掲げる場合にあっては、搬入搬出時間の制限を受けません。

- 1 震災、風水害、火災その他の災害の予防(当該災害の発生の蓋然性が高い場合等緊急である場合に限る。)、応急対策又は復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合
- 2 道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他の公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯に処理しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生じる場合

はい・いいえ

9. 発生事業場外での保管

- ①産業廃棄物等を、排出事業場の外で自ら保管するときは、必要な手続きをしていますか？

【ポイント】

* 手続きが必要なのは次の場合です。

- ①事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物等を、排出事業場の外で自ら保管する場合で、保管の用に供される場所の面積が 300 平方メートル以上のとき。(ただし、処理業に関する保管、許可施設で行う保管、PCB 特別措置法に係る保管を除く)
→ 知事への届出が必要。(法 12 条第 3 項)
- ②事業者が自ら排出した産業廃棄物の積替保管場で、積替え又は保管の用に供する面積が 100 平方メートル以上のとき。(ただし、処分に係る保管を除く)
→ 知事の許可が必要。(条例 12 条)

はい・いいえ

10. 建設工事の元請けと下請けの関係

- ① 下請業者は、排出者として自社運搬をすることはできません。
- ② そのことを理解し、下請業者に排出者として自社運搬をさせないよう徹底していますか？（法第21条の3、規第18条の2）

【ポイント】

- *1 建設工事を、注文者から直接請け負った者(元請業者)が、当該工事により生ずる産業廃棄物等の排出事業者となります。下請業者は排出事業者ではないので、自社運搬・自社処分をすることはできません。
- *2 例外として、次の全てに該当する場合には、下請業者を排出事業者とみなして下請業者による自社運搬が可能です。
 - ① 下請人に自社運搬をさせることが書面による請負契約に明記されていること。
 - ② 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物でないこと。
 - ③ 建設工事(新築・増築・解体を除く)又は建築物の瑕疵の修補に関する工事であって、請負代金が500万円以下であるもの。
 - ④ 一回あたりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかになるよう区分して運搬されるもの。
 - ⑤ 排出事業場のある都道府県又はこれに隣接する都道府県にある、元請業者が所有又は使用権原を持つ施設に運搬すること。
 - ⑥ 運搬途中で保管を行わないこと。

はい・いいえ

11. 帳簿の管理

- ① 次の事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載し、当該記録を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保管していますか？
(法第12条第13項、法第12条の2第14項)
 - 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者
 - 排出事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
 - 法第12条の7第1項の認定を受けた者
 - 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

【ポイント】

- *1 「帳簿の記載事項」は、規第8条の5及び第8条の18で規定しています。
- *2 帳簿は事業場ごとに備えて、毎月末までに前月中における内容の記載を終了してください。
- *3 帳簿は1年ごとに閉鎖し、その後、5年間事業ごとに保存してください。

はい・いいえ

ご苦労様でした。

- ◆ チェックシートで、「いいえ」が一つでもありましたら、速やかに改善してください。
- ◆ 改善にあたり、わからないことなどがありましたら、所轄の地域振興事務所又は廃棄物指導課にご相談ください。
- ◆ なお、事業所所在地が千葉市、船橋市又は柏市の区域にある方は、それぞれの市役所にご相談ください。

◆◆◆ 参考資料 ◆◆◆

《廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。》

○「産業廃棄物委託処理チェックシート」

産業廃棄物等の処理を他人に委託する際の重要事項について、自己診断をしてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/check.html>

○「産業廃棄物の適正処理について(事業者の皆様へ)」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/gaiyou.html>

■産業廃棄物についてのお問い合わせ先

1. 千葉県 (千葉市、船橋市、柏市を除く)

(1) 県庁 (全般的な事項及び市原市)

名 称		電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 循環型社会推進課	資源循環企画室 (多量排出)	043-223-2758	https://www.pref.chiba.lg.jp/s/higen/index.html
千葉県環境生活部 廃棄物指導課	指導企画班 (管理票交付状況報告、PCB等)	043-223-2757	https://www.pref.chiba.lg.jp/h/aishi/index.html
	指導企画班 (収集運搬業)	043-223-2654	
	産業廃棄物指導室 (処分業、処理施設)	043-223-2655	
	監視指導室 (行政処分)	043-223-2684	
	監視指導室 (不適正事案)	043-223-2695	

①循環型社会推進課・・・多量排出に関すること。②廃棄物指導課・・・①以外の事務に関すること。

(2) 地域振興事務所 (市原市は千葉県庁参照)

管轄する市町村	名 称	所 在 地	電 話
市川市、習志野市、八千代市、 浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093
		船橋市本町1-3-17エイス7階	
松戸市、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119
		松戸市小根本7	
佐倉市、成田市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、栄町、酒々井町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138
		佐倉市鎌木仲田町8-1	
香取市、神崎町、多古町、 東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502	0478-54-7505
		香取市佐原イ92-11	
銚子市、旭市、匝瑳市、	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504	0479-64-2825
		旭市ニ1997-1	
東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、横芝光町、 芝山町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006	0475-55-3862
		東金市東新宿1-11	
茂原市、一宮町、白子町、 長柄町、長南町、睦沢町、 長生村	長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731
		茂原市茂原1102-1	
勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212	0470-82-2451
		夷隅郡大多喜町猿稻472-2	
館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045	0470-22-8711
		館山市北条402-1	
木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285
		木更津市貝渕3-13-34	

2. 千葉市・船橋市・柏市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5682
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1696

産業廃棄物処理体制チェックシート

編集：千葉県 環境生活部

廃棄物指導課 指導企画班

電話：043-223-2757

FAX：043-221-5789

初版：平成21年 3月24日

改訂：令和 6年11月21日